

## 有資格業者に対する指名停止措置について

## 指名停止措置の概要

## 1. 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住所
(株)大林組 取締役社長 脇村 典夫	大阪府大阪市中央区北浜東4-33

## 2. 指名停止措置期間

平成19年7月4日 ~ 平成19年11月3日 ( 4 ヶ月 )

## 3. 指名停止措置の範囲

東北地方整備局管内

## 4. 事実概要

大阪地検特捜部は、大阪府枚方市発注の清掃工場建設工事をめぐり、(株)大林組の顧問(当時常務執行役員)と社員2人、(株)浅沼組の常務執行役員及び国土建設(株)の社長ら計6名を平成19年5月29日に談合の疑いで逮捕した。

同特捜部は、6月1日に(株)羽衣組の社長を、6月4日に(株)大林組の顧問ら計2人を、それぞれ談合の疑いで逮捕した。

同特捜部は、6月18日に(株)大林組の社員2人、(株)浅沼組の常務執行役員及び国土建設(株)の社長の計4人を処分保留のまま釈放した。

また、同特捜部は、6月22日に(株)大林組の顧問(元常務執行役員)と社員3人(社員のうち2人は5/29逮捕、6/18処分保留釈放の者)、(株)羽衣組の社長の計4人を贈賄容疑で再逮捕するとともに、(株)羽衣組の社長の談合罪については処分保留とした。

## 5. 指名停止措置理由

上記のことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」及び「地方整備局(港湾・空港関係)所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第4号口及び第8号口に該当するため、指名停止措置を行うものである。

また、「地方支分部局所掌の建設コンサルタント業務等請負契約に係る指名停止等の取扱いについて(平成10年8月5日付け建設省厚契発第33号)」及び、「国土交通省所管の物品等調達契約に係る指名停止等の取扱いについて(平成14年10月29日国官会第1562号)」が、同要領を準用して適用するものである。

&lt; 発表記者会: 宮城県政記者会、東北電力記者会、東北専門記者会 &gt;

## 問い合わせ先

国土交通省 東北地方整備局(TEL 022-225-2171)(代表)

総務部 契約課 課長 阿部 幸太 (内線 2511)

課長補佐 日下 正実 (内線 2512)

総務部 経理調達課(TEL 022-716-0012)(ダイヤルイン)

課長 堀内 薫 (内線 6551)

指名停止等の措置要領別表第2第4号及び第8号

措置要件	期間
<p>(贈賄)</p> <p>4 次のイ又はロに掲げる者が当該地方整備局の所管する区域外の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>イ 代表役員等</p> <p>ロ 一般役員等</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>3ヵ月以上9ヵ月以内</p> <p>1ヵ月以上3ヵ月以内</p>
<p>(競売入札妨害又は談合)</p> <p>8 次のイ又はロに掲げる者が締結した請負契約に係る工事に関し、一般役員等又は使用人(使用人においてはイに掲げる場合に限る。)が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>イ 当該地方整備局の所管する区域内の他の公共機関の職員</p> <p>ロ 当該地方整備局の所管する区域外の他の公共機関の職員</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>2ヵ月以上12ヵ月以内</p> <p>1ヵ月以上12ヵ月以内</p>

## (株)大林組に対する指名停止措置状況

(参考)

地方整備局\業者名	(株)大林組
近畿地方整備局	7ヵ月
東北地方整備局	4ヵ月
関東地方整備局	
北陸地方整備局	
中部地方整備局	
中国地方整備局	
四国地方整備局	
九州地方整備局	

近畿地方整備局は、別表2 - 3ロ及びハ並びに2 - 8イに該当するため、7ヵ月の指名停止措置を実施